

# N P O なら きらめきサポート 会則

## 第1章 総則

(名称および事務所)

第1条 本サポートは、N P O なら きらめきサポート(以下「サポート」という) と称し事務所を奈良県橿原市新賀町4 4 3番地の7に置く。

(目的)

第2条 本サポートは、音楽・芸能を通じて古都奈良の魅力を発信するとともに、子どもの健全育成、地域の安全。平和活動など社会貢献活動を行って文化の振興、地域の福祉に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本サポートは、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- 1) 奈良の魅力を発信する活動
- 2) 奈良の歌や奈良講談の作成と普及
- 3) 啓発物の作成や広報
- 4) 他のN P Oや関係団体との連携、交流
- 5) 子供の健全育成のための啓発活動及び、オレンジリボン運動の啓発に努める。
- 6) 令和2年1月1日を以て「奈良県オレンジリボン運動推進会」を設け、児童虐待防止活動推進に寄与する。  
※奈良県オレンジリボン推進会の会則については、別途定める。
- 7) 同じく令和2年7月「コロナ退散・笑顔拡散プロジェクト」チーム結成し、コロナの収束を願い、感染予防啓発活動。

(会員)

第4条 本サポートは、題2条の目的に賛同するものをもって構成し、自由に入退会することができる。

## 第2章

(役員)

第5条 本サポートに、次の役員を置く。

会 長 1名  
副会長 1名  
役 員 若干名  
会計監事 2名

2. 本サポートに顧問を置くことができる。

(役員の仕事)

第6条 会長は、会を代表して会務を総括する。

- 2.副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3.役員は、第3条に定める本会の活動を推進する。

4.顧問は理事長が理事会の同意を得て委託する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とする。但し再任は妨げないものとする。

### 第3章 総会

(会議)

第8条 会長は、年に一度総会を開催する。

1. 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、又は全会員の2分の1以上の請求により開催する。

(総会の定足数)

第9条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、委任状を提出した会員は、出席者とみなす。

(総会の議決)

第10条 総会の議事は、出席した会員の過半数を以て決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

### 第4章 会計

(経費)

第11条 本サポートの経費は、募金、チャリティーイベント、寄付金等の収入を以てこれにあてる。

(会費)

第12条 1. 会費は、年会費とし、総会において金額を議決する。  
2. 退会の場合は、納めた会費は返還しない。

(事業年度及び会計年度)

第13条 本サポートの事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日におわる。

(会計報告)

第14条 収支に関する報告は、総会で報告して承認を得なければならない。

(委任)

第15条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

付則 本会則は平成20年8月15日より施行する。